

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年八月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第一〇一号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十八年八月二日
指定に係る道路の位置	埼玉県坂戸市大字片柳字前西谷七百八十四— 一から埼玉県坂戸市大字片柳字前西谷七百八 十三—一まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	三十五・〇〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇